

企画競争説明書

業務名称：アフリカ地域起業家支援に関する情報収集・確認調査

案件番号：190018

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2019年3月20日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年3月20日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域起業家支援に関する情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雑型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

() 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年5月中旬～2021年4月下旬

本案件は、業務を以下のフェーズに区分して実施し、条件を満たした場合は、各フェーズ毎に契約を締結します。

第1フェーズ(2019年4月～2021年4月)

第2フェーズ(2021年5月～2024年4月)

第3フェーズ(2024年5月～2027年4月)

第4フェーズ(2027年5月～2031年4月)

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（4）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2019年3月27日（水） 12時

（2）提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2019年4月1日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2019年4月12日（金） 12時

（2）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（3）提出先・場所：上記4. 窓口

（4）提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部

見積書 正1部 写 1部

誓約書（別添フォーマット参照）

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

本件業務を実施するために必要な全ての経費（旅費（航空賃やその他戦争特約保険料等）や安全対策経費等も含む）を見積ったうえで、見積書を提出してください。

【旅費（航空賃）の本見積化に伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 1 = 円
- b) US\$1 = 110.700000 円
- c) EUR1 = 125.991000 円

上記以外の国・地域の場合には2018年度JICA統制レート（3月分）を使用すること。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consult_g/rate.html

JICA統制レートに掲載ない場合には、OANDAレートの2019年2月最終営業日（2月28日）のレートを使用すること。

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／ファンド運営・スタートアップエコシステム
- b) ファンド投資・ソーシング

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 21.72 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5) の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年5月7日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)
案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
 - 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- （ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：スタートアップ企業（シード・アーリー期等）を対象とする金融ファンドの組成

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／ファンド運営・スタートアップエコシステム）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：アフリカ地域における金融ファンド運営に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ファンド投資・ソーシング】

a) 類似業務の経験：アフリカ地域における投資先企業発掘・選定に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目指してください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施 （以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（○）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価表
アフリカ地域起業家支援に関する情報収集・確認調査

別紙

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(50.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	24.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(27.00)	
①業務主任者の経験・能力 テム 業務主任者／ファンド運営・スタートアップエコシステム	(22.00)	()
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	
オ) その他学位、資格等	3.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	
シ) 業務管理体制	—	
(2) 業務従事者の経験・能力： ファンド投資・ソーシング	(13.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年4月18日(木) 15:00～17:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町）2階 208会議室

3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上

第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）

1. 調査の背景

アフリカ諸国における産業振興・企業成長の主な阻害要因として、①人的資源の不足／高度人材の育成課題、②金融・資本市場の未整備／金融アクセスの欠如などが挙げられている。JICAはアフリカの産業振興を支援するために、これまでにカイゼンの普及を中心とする技術協力を通じて7か国（チュニジア、エチオピア、ケニア、タンザニア、ザンビア、ガーナ、カメルーン）への支援を行い、主に中小企業における人的資源の不足／高度人材の育成課題解決に向けた活動を行ってきた。

これら既存企業への支援に加えて、起業家あるいは起業後間もない企業を支援することによる雇用促進や産業の多様化、ひいてはイノベーション創出効果が指摘されており、SDGsへの貢献の観点からもJICA支援が求められている。しかしながら、起業家にとって、「新たなビジネスモデルを創出し、市場に送り出す」までの創業当初の経営が困難な期間を乗り越えることは難しく、先進国においても技術面（経営支援サービス全般：BDS）、資金面（補助金、出資、融資等）など様々なスタートアップ¹支援が整備されている状況にある。他方、アフリカにおいては、公的機関による技術・資金支援が限られているのみならず、特に資金支援の面においては、民間金融機関の融資対象が零細（マイクロファイナンス）もしくは担保を確保できる中規模企業以上となっていることに加えて、ファンドからの資金調達（投資）も浸透していないため、担保を有しないシード・アーリー期²のスタートアップ企業が資金を調達する手段が極めて乏しい状況にある。他ドナーの支援を概観しても、出資（IFCやDFID）・融資（世銀、AfDB等）のみならず、無償（USAIDなど）においても、シード・アーリー期のスタートアップ企業に対する支援は限定的となっている。

以上を背景として、これまで実施してきた技術支援に加えて資金支援を行い、起業家／企業の金融アクセス改善を図るとともに、包括的な産業振興を行う必要があるが、JICAによるスタートアップ企業向け基金（ファンド）への資金協力提供は実現できており、本邦民間企業等によるアフリカ諸国のスタートアップ企業への出融資も限定的である。

2. 調査の目的

上記の背景の下、本調査を通じて、アフリカにおけるシード・アーリー期を対象とした金融ファンド設立に向けた課題の整理を行うとともに、スタートアップ企業向けファンド運営経験のある組織により、業務対象地域の起業家（シード及びアーリー期を想定）を投資対象としたファンドの運営を行い、それに伴う課題を整理する。具体的には、同ファンドの運営期間に得られるファンド運用状況や投資先企業のパフォーマンスについて分析を行い、民間主体の金融ファンドの増加に向けて、JICAを含む公

¹ 本案件でのスタートアップとは、既存ビジネスモデルを活用した市場への参入のための少額資金を必要とするような「スマールビジネス」ではなく、新たなビジネスモデルに取り組むために、一定期間については試作（もしくはサービスの検討）→市場検証→更なる試作、と実際の商品化前後の段階にあって、相当額の資金を必要とする事業（起業家）を想定する。

² 本案件での「シード・アーリー期」とは、脚注¹と関連し、シード（ビジネスモデルを有するが、アイデア段階でこれから試作を行う）、アーリー期（試作→市場検証→更なる試作を経て、事業を開始しているが、さらなる運転資金や設備投資が必要な段階。）とする。

的機関や民間金融機関に期待される役割や、取り組み方法についての提言を取りまとめる。

3. 業務対象地域

本調査はアフリカを対象とする。本業務従事者は5か国以上の調査対象国を理由を付した上でプロポーザルにおいて提案すること。なお、現在JICA産業開発・公共政策部はカイゼン関連の技術協力プロジェクトをエチオピア、チュニジア、ケニア、タンザニア、ザンビア、ガーナ、カメルーンで実施中であり、特にエチオピアについては起業家支援活動を開始しており、これら事業実施国の一が本調査対象に含まれることが望ましい。

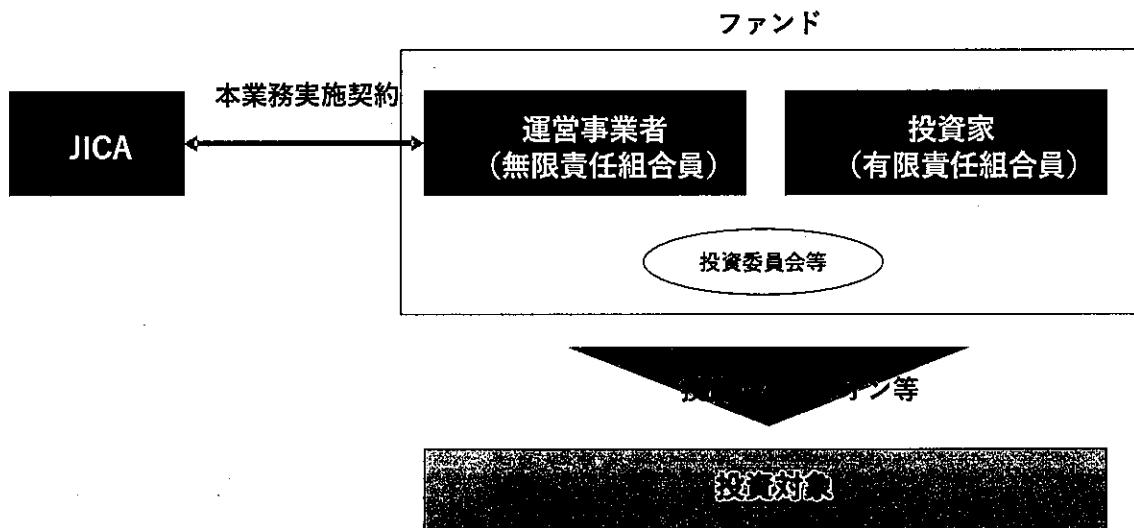
4. 調査実施上の留意事項

(1) ファンドスキームの概要

本業務従事者は、アフリカ地域の起業家（シード及びアーリー期を想定）を対象としたファンド運営（無限責任組合員）に係る業務を適法かつ適正に実施する資質及び能力を有するものとし、自らが無限責任組合員となり、業務対象地域の起業家を投資対象としたファンドの運営を行うことを前提とする。なお、ファンドは2020年8月までに運営開始されるものとし、既存のファンドを活用する場合には、下記記載の業務内容（JICAによる投資委員会等へのオブザーバー参加、投資先企業の情報等も含む）に関し、同ファンドの関係機関／者の同意を得た上で、全て実施できることを必須とする。

プロポーザルにおいては本業務応募企業とGPの関係を記載すること。GPとなる主体についてはシード及びアーリー期の企業を対象としたファンド運営業務経験を有していることを必須とするため、経験の有無について記載すること。なお、共同企業体で受注する場合、共同企業体を構成する全ての企業が無限責任組合員になる必要はない。

【ファンズスキームのイメージ図】



※JICAはオブザーバーとして、本業務従事者が運営するファンドの投資委員会等³に出席して本業務についての情報を収集できるものとし、投資先企業の経営状況やファンドの運営状況の把握等、必要に応じて本業務従事者より情報を入手する。なお、JICAは投資委員会等に出席するものの、投資委員会等の協議事項について一切の議決権及び決定権をもたず、決定プロセスにも一切関与しない。

(2) JICAとファンドの関係

JICAは本業務実施契約において、調査実施に必要な経費の一部を負担し、指定した成果品の提出を求めるに留まる。JICAが負担する経費には、第4 業務実施上の条件、2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）で想定されるような業務従事者の直接人件費、旅費（航空賃、その他旅費）のほかに、当該調査の目的を達成するために必要な活動にかかる現地再委託費、傭人費、車両関係費、通信・運搬費、ワークショップ等開催経費、本調査の報告書作成費等とする。ファンド登記・監査・清算費用、ファンド営業経費、アドバイザリー、決算書・契約書作成、金融庁による調査等にかかる費用等のファンド設立・投資活動にかかる費用は含まない（詳しくは業務実施契約書において規定する。）。計上の可否が不明な費目がある場合には期限までに質問を行い、JICAからの回答を踏まえて積算を行うこと。

JICAは上記ファンドへの投融資及び運営に関する監督・指示は行わず、かつ無限責任組合員・有限責任組合員ではなく、何ら一切の責任を負わないことに留意すること。

本業務従事者は投資家の募集概要や、GPがLP等と締結する契約書類等、ファンドの運営に関する全ての契約において、JICAに一切の責任が及ばないことを確認しなければならない。また、この点を確認するため、JICAからの要求に応じて関連書類をJICAに事前に共有するとともに、JICAが必要と認める場合には、JICAの求める内容を含む各国法の弁護士のリーガルオピニオンを提出する義務を負う。

(3) プロポーザルにて提案すべき事項

上記（1）、（2）を踏まえて、本業務従事者はプロポーザルにおいて以下の内容を提案すること。

1) 応募資格の確認

- ① 「金融商品取引法」に関し、必要に応じ第二種金融商品取引業並びに投資運用業の登録（又は適格機関投資家等特例業務の届出）⁴や、有価証券届出書の提出など、遵守すべき事項について違反がないこと。また、「投資事業有限責任

³ 「ファンドの投資委員会等」とは、ここではファンドを適切に運営・管理するために設置される各種委員会の総称を指す。個々の企業に対する投資判断、投資先企業に対するハンズオンを含む状況把握、EXITに向けた検討など、個別の委員会が設置される場合には、それらへのJICAによるオブザーバー参加も想定すること。

⁴ 当該登録に関し、プロポーザル提出時には取得していることが望ましいが、そうでない場合は契約締結時までに取得すること、又は適格機関投資家等特例業務の届出によるファンド組成 設立が条件となる。プロポーザル提出時に取得又は届出をしていない場合は取得・届出時期の目途及び当該時点での準備状況について、プロポーザルに記載すること。

組合契約に関する法律」に関し、遵守すべき事項について違反がないこと。その他ファンド規制を遵守して、自らが GP となり、公示案を遂行できるもの

- ② GP の全ての役職員及びその他本業務従事者が契約時点及びファンド有効期間中において反社会的勢力等ではないこと、ファンド終了後も本業務終了までの間、反社会的勢力等に該当する恐れがないこと。加えて、本業務終了までの間、反社会的勢力等の選任又は雇用、反社会的勢力等との間の関係の構築、反社会的勢力等の活動等への関与を行わず、そのような行為を行っている者を本ファンドに参加させず、本公示案の遂行に関与させないこと
- ③ ファンドの投資対象から反社会的勢力等及び軍事産業を除き、その他対象国の投資規制に従うこと
- ④ 会社更生法手続き中の会社や民事再生法申し立て中の会社でないこと。また、銀行取引処分を受けた会社でないこと
- ⑤ 贈収賄防止諸法令を遵守すること
- ⑥ 訴訟等の紛争を抱えていないこと

以上に関し、別紙 1 誓約書を提出すること。

2) GPとなる運営会社の状況について

- ・会社の業歴
- ・組織体制
- ・会社の強み
- ・投資担当者の投資実績
- ・トラックレコード（これまでのファンド運営実績、なかでもアフリカを中心とする途上国でのファンド運営実績について詳細な報告を行うこと）

3) ファンドスキームについて

- ファンドの基本概要
 - ① 規模（想定額）及びストラクチャー（含むファンドの設置場所、資産管理会社、弁護士事務所、GP/LP、監査法人などの関係者イメージ図）。なお、当該ファンドが一定のインパクトを実現する観点から、ファンド規模は15億円～30億円を想定している。GP自身による当該ファンドに対する出資予定額についても記載のこと。
 - ② 有限責任組合員構成の状況（候補者の有無、名称、出資額、出資確度等）。なお、他国の投資家を含むことが予定される場合には、予定国での募集に係る法律等規制に関する概要を説明する書面を含むこと。
 - ③ 存続期間、投資期間
 - ④ ファンド設置（予定）国（日本以外の場合には、予定国での設置に係る法律等規制に関する概要を説明する書面を含む）
 - ⑤ ファンドの投資委員会等の設置予定
- 投資対象⁵

⁵ なお、投資対象企業については、本社が第三国に登録されていたとしても、対象国が活動の本拠地である企業であれば投資対象として認められる。

- ① 主な業種・テーマ（特定分野・業種・テーマに偏ることなく、当該国の社会・経済的開発課題に対応する複数の業種・テーマが望ましい。なお、清浄な風俗環境の保持及び少年の健全育成に障害を及ぼすような行為や、ユーザーの射幸心をあおって課金に結びつけるような内容を含むなど、一般的にゲームアプリと称される事業等は投資対象として避けること。）
- ② 投資対象国
- ③ 投資先企業のステージ（シード、アーリー等。なお、それ以外のステージの企業への投資も含めることがファンド運営上効果的だと判断される場合には、その判断根拠も含め説明を行い、④の想定される投資額にも反映させること）
- ④ 累計投資先数及び一案件あたりの平均投資額（想定）
- ⑤ 投資形態、回収方針
- ⑥ 以上の一連の投資活動を行うに際し、法律等規制に関する問題が発生しないか、概要を説明する書面を含む。なお、第三国での投資に関して別途法律等規制が想定される場合には、当該国に関する概要を説明する書面を含むこととする。

- ファンドに係る費用及び報酬

- ① ファンド設立にかかる費用・内訳
- ② 管理報酬（ファンドの管理コストとして必要な経費を計上。監査、弁護士費用等含む）の料率、計算式及び期間、支払方法
- ③ その他の手数料・経費、支払方法
- ④ 成功報酬の料率、ハードルレート（パフォーマンスの基準値）、計算式、支払方法、クローバック条項（経営陣が何らか不当な方法で利益を上げて報酬を得た場合に、その報酬分を返還する）の内容

4) 投資プロセスについて

- ・投資戦略（企業ステージ毎の投資想定企業数及び投資想定金額）
- ・ソーシング（投資先選定）及び案件選定のプロセス
- ・ハンズオンの内容
- ・モニタリング方法
- ・Exit戦略

5) スケジュールについて

- ・ファンド設立、有限責任組合員の募集・締切、運営開始の想定スケジュール
- ・想定される投資金額の推移

6) 起業家間の連携推進を通じた付加価値創出の検討

個別の起業家への投資・運用に加え、これら各起業家間の連携を推進することで、アフリカにおける産業高度化や産業構造転換、バリューチェーン向上に貢献する取り組みアイデアがある場合には、プロポーザルにおいて提言すること。なお、経費については見積に含めるものとする。

7) 管理・レポーティング体制について

- ・ミドルオフィス（投資家への報告書作成、ファンド決算・監査対応、投資先の業績・リスク管理などを想定）及びバックオフィス（ミドルで実施しない人事等総務的な一般的な事務手続きを実施する部署）の担当者数（アウトソースしている場合は、アウトソース先の体制を含む）
- ・JICAに対するレポーティングの体制及び頻度（7. 成果品等に記載のプログレスレポート、業務従事月報を含むレポーティング体制や監査報告の共有体制及び頻度、加えて重要な事項が発生した場合の即時報告等。なお、即時報告が必要な重要な事項については第4・9（1）参照のこと）

8) バリュエーション（企業価値評価）について

- ・投資実行済み企業のバリュエーション方法及び当該方法をとることの妥当性

(4) 情報収集・分析に係る実施方針

本調査開始直後に実施する文献レビュー（アフリカにおけるシード・アーリー期を対象とした金融ファンド設立に向けた課題の整理）については、別途産業開発・公共政策部民間セクターグループにて実施予定の「スタートアップ・起業家支援に係る情報収集・確認調査」や「アフリカ地域金融アクセス改善手法検討にかかる情報収集・確認調査」で得られた情報を同グループより入手した上で参考としつつ、具体的なファンド設立に向けて不足する情報がある場合には、対象地域の政策や、公開されている各種報告書、出版物・インターネット情報等をもとに、国内にて机上レビューを通じた補足調査を行う。

続いて実施する現地インタビュー調査については、ファンド投資予定国を絞り込んだ上で、前述調査にて不足する情報について各国政府、ドナー、スタートアップ・起業家支援関係者（エンジェル投資家、ベンチャーキャピタル、インキュベーター、アクセラレーター、コーポレートベンチャーキャピタル等）等へのヒアリングを実施すること。

(5) 関係機関とのアポイントメント

本調査は、民間主体の金融ファンドの増加に向けて、JICAを含む公的機関や民間金融機関に期待される役割や、取り組み方法についての提言をまとめるために、アフリカにおける起業家支援ファンドの運営及びそれに基づく分析を実施するものであり、特定政府からの要請に基づく調査ではない。基本的なアポイントの取り付けについては、本業務従事者にて対応することとするが、政府関係者等へのアポイントが必要な場合は、JICAがアポイントの取り付けを支援するので、調査スケジュールを前広にJICAに相談すること。

(6) 実施中のJICAプロジェクトからの情報活用

JICAはエチオピア国においてビジネス・ディベロップメント・サービス強化プロジェクトを実施し、プロジェクトの一環として起業家支援を行っている。本業務従事者は当該プロジェクトから報告書の共有や専門家／カウンター

パートとの協議等により当該国の起業家や起業家支援エコシステム等について情報提供を受けて業務に活用することが可能。

(7) 本業務従事者による積極的な提案及び柔軟な計画の見直し

業務人月の範囲内で本調査の成果の質の向上に向けた新たなアイデアがあればプロポーザルにて提案すること。本調査の効率的な実施や将来の協力実施時に向けた現地リソース開拓等の観点から、現地再委託の積極的な提案も歓迎する。また、業務の実施にあたっては、変化する状況・ニーズ等に適切に対応するため、JICAと協議の上、必要に応じて計画内容の見直しを柔軟に行うこと。

(8) フェーズ2以降に係る継続契約

本業務は第1フェーズ（2019年4月～2021年4月）、第2フェーズ（2021年5月～2024年4月）、第3フェーズ（2024年5月～2027年4月）及び第4フェーズ（2027年5月～2031年4月）に分けて実施を行う。本件業務実施者が、「適切なファンド設置国を選定し、投資ファンドを運営した上で、同ファンドに対する有限責任組合員の募集を行い、総額10億円以上の金額を集め」るを達成するなど情報収集・確認調査を継続することが適當と発注者が認める場合、フェーズ2に係る継続契約を締結する。フェーズ2以降についても、各フェーズ終了時に求められるベンチマークを設定し、それらが達成されるなど情報収集・確認調査を継続することが適當と発注者が認める場合に継続契約を行う。

フェーズ4までの全体調査期間（2019年4月～2031年4月を予定）の詳細を確定することはできないが、対象範囲の概要を想定した上で、プロポーザル作成時点での想定される業務従事者、業務実施方針・内容、作業計画、要員計画、経費積算⁶等をフェーズ毎に分けてプロポーザルに明記する。JICAが見込む業務内容は別紙2のとおり。なお、フェーズ分けの考え方、及び／もしくは業務内容が別紙2と異なる場合には、適切と思われるフェーズ分け、及び／もしくはその業務内容を記載の上、提案するフェーズ毎の見積もりをプロポーザルにて提示すること。

5. 調査の内容

本業務従事者は「2. 調査の目的」を達成するために「4. 調査実施上の留意事項」及び「5. 調査の内容」に示す調査を実施し、調査の進捗に応じて「7. 報告書等」に示す報告書を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ説明・協議を行うものとする。

ただし、受注者は、国内作業及び現地作業について、効果的・効率的な調査方法・スケジュールをプロポーザルにて提案を行う。

⁶ プロポーザル提出段階での、投資対象（予定）国を前提として、各種経費の積算を行うこと。仮に予定ファンド規模が発注者の想定よりも著しく大きな場合であっても、追加的経費の支出は行わない点を留意されたい。なお、業務従事者の直接人件費単価に関し、業務としての格付けは全体調査期間を通じて変更されないものの、プロポーザル提出時点での格付けが業務想定より低い場合には、将来的に当該業務従事者がその年次に到達した後に契約書締結するフェーズから格付けを上げることは可能となる。

【第1フェーズ（2019年4月～2021年4月）】

(1) 国内事前準備

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、調査実施の基本方針、項目、作業計画等を検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

(2) インセプション・レポートの作成

上記の結果をとりまとめて、インセプション・レポートとして取りまとめ、JICAと協議の上、内容の承認を得る。

(3) 投資対象国のスタートアップ・起業家支援エコシステムの調査・分析

調査対象国におけるスタートアップ・起業家支援エコシステムの概況に関し、以下の点を中心に状況を調査し、分析する。

- スタートアップ・起業家支援エコシステムの現状と課題（市場環境、起業人材、教育、政府、企業、金融、研究・開発、インフラ等主な関係機関を網羅し、各関係機関の連携状況を分析し、他国間比較を行うこと）
- スタートアップ支援のための政策・施策
- エクイティ投資に関する制度（税制、法制度を含む）
- ベンチャーキャピタル、プライベートエクイティ等の起業家への資金提供を実施する機関の活動状況（投資対象、投資規模、Exit状況等を含む）
- インキュベーター・アクセラレーターの活動状況（支援対象、支援企業数、年間のバッチ数、支援内容等を含む）及び資金提供実施機関との関係／資金提供状況（該当があれば）

なお、各国の調査・分析を踏まえ、投資予定国全体を見渡した上で投資先・投資分野の類似点／違い・プレイヤーマッピング、当該分野の発展度比較、今後のトレンド予想等についても情報収集・分析を行うこと。

また、投資対象国にエチオピアを含まない場合、投資対象国として適さないと判断した背景・理由についてエコシステム（税制を含む法制度・政府の支援状況、起業家の質・量、既存のインキュベーター・アクセラレーター及びベンチャーキャピタル／プライベートエクイティの活動状況等を含む）の視点から整理・他国との比較を踏まえて分析した上で、JICAに報告すること。

(4) 投資ファンドの運営

- ファンドに係る概要及び詳細について、内容を確定させ、ファンドの準備を行う。
- ファンドへの有限責任組合員の募集に先立ち、募集概要（説明資料等含む）に関するJICAの確認を得ること。JICAは当該ファンドの募集に際し、JICAと本ファンドとの関係が、「4. 調査実施上の留意事項（2）JICAとファンドの関係」に記載のとおりであること等を確認する予定。
- 上記ファンドへの有限責任組合員の募集を行う。日系投資家を中心に他国を含む幅広い投資家の募集を行うこと。（可能であれば2019年8月に予

定されているTICAD7での発表ができるようファンドの準備を行うこと。)

- 有限責任組合員の募集にあたってのクライテリアを設定する場合には、その内容をJICAに報告すること。
- 有限責任組合員の募集を締め切り、運営を開始。投資委員会の開催等を踏まえ投資先を選定し、投資の実行等、ファンド運営を行う。
- 投資先に対するハンズオン・モニタリングの実施。ハンズオンの内容については、投資先と密に対話して、内容を決定すること。また、投資先の財務情報や経営方針等の企業情報を適時適切に入手する等、継続的なモニタリングを実施すること。
- EXITに際しては、適切なバリュエーション（評価）に基づくEXIT方法を選定し、JICAへの報告を行うこと。

(5) アフリカ起業家への本邦企業投資ニーズに関する分析

- アフリカ起業家（シード期及びアーリー期）を対象としたファンドに対する本邦企業の投資ポテンシャルや投資ニーズについての分析・仮説を策定し、JICAに説明を行う。
- 有限責任組合員の募集を通じて得られる情報を活用し、上記分析・仮説の見直しを行い、今後のアフリカにおけるシード期・アーリー期を対象とするファンド設置に関する当該時点での提案を行う。

(6) 投資先と日系企業のビジネスマッチング活動

本業務従事者は、投資先企業と日系企業とのビジネスシナジーを生み出すため、日系企業への情報発信やビジネスマッチング活動を行うこととする。活動方法としては、インターネットの活用、個別企業との面談、セミナー等の開催を想定している。

(7) プログレスレポートの作成（ファンド運営状況・関連活動の報告及び分析）

本業務従事者（無限責任組合員）は、JICAに対して、ファンドの資産状況や投資先企業の概要等次の項目を記載した報告書を定期的に提出するものとする。また、JICAから要請があった場合は、投資活動に関する情報の開示を行うものとする。

- 有限責任組合員募集状況、投資先選定状況等
- 投資実行した場合の投資先企業の概要・投資額
- ファンドの資産状況（バリュエーション結果含む）及び経営状況
- 投資先に発生した重要な事情の内容等
- 投資先企業の1年毎の収支、雇用、その他の経営状況
- 投資先企業に対するハンズオン支援の内容
- ビジネスマッチング、その他関連活動内容
- その他重要事項
- 上記ファンド運営状況についての分析及び分析を踏まえた今後の活動方針
- アフリカ起業家支援に関するJICAへの提言

- (8) 監査報告の共有
毎年実施されるファンドの外部監査報告に関し、報告書（写）を提出するとともに、JICAから要請があった場合には、別途JICAに対し監査実施機関からの監査結果報告を実施すること。
- (9) 第1フェーズ業務完了報告書の作成
第1フェーズの成果をとりまとめた業務完了報告書を作成し、JICA 産業開発・公共政策部の承認を得る。
- (10) 第1フェーズ終了時点において求められるベンチマークは次のとおりとし、未達成の場合には第1フェーズのみで契約を終了とする。JICAが契約を終了した場合、受注者が引き続きファンドを継続してもそれに係る一切の費用は支払わない。
 ● 適切なファンド設置国を選定し、投資ファンドを運営開始。その上で、同ファンドに対する有限責任組合員の募集を行い、総額10億円以上の金額を集め。その後、投資先を発掘・選定し、5社以上の企業に総額5,000万円以上の投資を実施する。
 ● 投資先企業（5社以上）に対するハンズオン活動を実施する。
 ● アフリカ地域の起業家支援に際して、本ファンドによる事業継続の必要性がJICA及び本業務従事者双方で協議の上認められること。

7. 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約における成果品は第1フェーズ業務完了報告書とし、目次案は別紙3のとおり。

	レポート名	提出時期	部数など
ア	業務計画書	2019年5月中旬	和文1部（簡易製本）
イ	プログレスレポート①	2019年10月下旬	和文1部（簡易製本）
ウ	プログレスレポート②	2020年4月下旬	和文1部（簡易製本）
エ	プログレスレポート③	2020年10月下旬	和文1部（簡易製本）
オ	第1フェーズ業務完了報告書	2021年4月上旬	和文1部（簡易製本） 英文1部（簡易製本）

（2）その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部 数：和文1部

(3) 報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は原則として簡易製本として作成することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(4) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で提出すること。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

- ア 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとすること。
- イ 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- ウ 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

(6) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ 業務フローチャート

注1) (2) 1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2014年11月)を参照する。

注3) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務の工程

- (1) 2019年4月下旬より業務を開始
- (2) 2019年5月中旬に業務計画書（和文）を提出
- (3) 2019年10月下旬にプログレスレポート①（和文）を提出
- (4) 2020年4月下旬にプログレスレポート②（和文）を提出
- (5) 2021年4月下旬に第1フェーズ業務完了報告書（和文及び英文）を提出

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、応募者は、「第3 業務の目的・内容に関する事項」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

（全体）約14.34人月

（内訳）現地作業：約9.34人月

　　国内作業：約5.00人月

なお、第1フェーズから第4フェーズまでの全体調査期間では49.2人月程度を想定しています。

※国内作業、現地派遣期間、回数及び派遣時期については、プロポーザルにおいて適切と思われる日程を業務計画と合わせ提案してください。但し、現地M/M、国内M/M、渡航回数は（1）業務量の目途に記載の数値を上限とします。

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは機構が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

なお、担当分野の変更・追加または統合・分割が必要と考えられる場合は、明確な理由とともに、上記の業務量を超えない範囲においてプロポーザルにて提案する。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／ファンド運営／スタートアップエコシステム（2-3号）
- ② ファンド投資・ソーシング（3-4号）
- ③ ハンズオン・インキュベーション（4-5号）
- ④ 成果分析／業務調整（4-5号）

なお、提案いただく業務従事者のうち、①総括／ファンド運営／スタート

アップエコシステム、②ファンド投資・ソーシングの業務従事者を評価します。

※総括／ファンド運営／スタートアップエコシステムはシード及びアーリー期を投資対象としたファンド運営業務経験を必須とする。アフリカでのファンド運営業務経験を有することが望ましい。

3. 対象国の便宜供与

関係機関との面談に係る設定については、必要に応じ当該国の機構現地事務所の支援を受けられるものとする。

4. 配布資料

・「アフリカ地域 中小企業・起業家支援に係る基礎情報収集・確認調査ファイナルレポート」

5. 現地・国内再委託

現地・国内再委託が必要な事項があれば、プロポーザルにて理由を付して提案してください。現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行ってください。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行ってください。

6. 経費使途の限定

経費の支出に際しては、業務実施契約書で双方確認を行った使途への支出に限ることとし、やむを得ない事由により使途を変更する必要がある場合には、事前にJICAに相談を行うこと。使途については、部分払い時及び精算時に必要書類を提出した上で、JICAの確認を得ること。業務従事者は調査対象国で本調査に関連する業務以外の業務を実施する場合には、本調査と明確に区分して実施することとし、契約管理ガイドラインにのっとり旅費等の経費を整理するとともに、業務従事結果については月報において報告を行うこと。報告内容についてJICAから照会がなされた場合は説明を行うこと。

なお、計上の可否が不明な費目がある場合には期限までに質問を行い、JICAからの回答を踏まえて積算を行ってください。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、各国のJICA事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、各国のJICA事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

8. 不正腐敗防止

本業務の実施に当たっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

9. 即時報告事項、無催告解除等

- (1) 以下の事項が発生した場合には、JICAに即時報告すること
- 1) 本ファンドの設立・運営に法令その他規制に違反し、または違反する疑いが生じた場合
 - 2) 本業務従事者又は本ファンド若しくは本ファンドの投資先企業又はその役職員に対して訴訟その他の裁判を提起され又はその他の法的手続、行政手続若しくは仲裁手続・調停手続を申し立てられた場合
 - 3) 本業務従事者、本ファンド若しくは本ファンドの投資先企業又はその役職員が、現地作業中に、犯罪組織等によって拉致・誘拐され、事故に遭遇するなど安全管理上の問題が発生した場合
 - 4) 詐欺、横領等により本ファンド又は投資先企業に金銭的な損害が発生した場合
 - 5) 本業務従事者、本ファンド若しくは本ファンドの投資先企業又はその役職員あるいはその指図を受けた者が不正競争防止法（平成5年法律第47号）第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）において禁止される行為又は同条に相当する外国の法令に違反する行為を行いあるいはかかる行為に関与したこと（以下「贈収賄関連事由」という。）が判明した場合、贈収賄関連事由について日本国・外国当局による検査・調査対象となった場合、その他の理由により贈収賄関連事由についての疑いが生じた場合
 - 6) 本業務従事者、本ファンド若しくは本ファンドの投資先企業又はその役職員が、罰則あるいは行政処分の対象となり得る前項以外の法令違反行為に関与したこと（以下「その他違法事由」という。）が判明した場合、その他違法事由について日本国・外国当局による検査・調査対象となった場合、その他の理由によりその他違法事由についての疑いが生じた場合
 - 7) 本業務の実施および本ファンドの運営を適法、適正に継続することが困難となるおそれがある事象が発生した場合
- (2) 本業務従事者は、(1)の事項につき、JICAから検査を指示された場合には、速やかに事実を検査し、JICAにその結果を文書で報告するものとする。
- (3) JICAは、以下の場合には、催告を要せずして契約を解除することができる。
- 1) 本業務従事者、本ファンド若しくは本ファンドの投資先企業又はその役職員あるいはその指図を受けた者が不正競争防止法（平成5年法律第47号）第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）において禁止される行為又は同条に相当する外国の法令に違反する行為を行ったとして、日本国において対象者又はその役職員が逮捕された場合、公訴提起された場合、若しくは外国当局の検査・調査対象とされた場合、対象者又はその役職員が当該行為への関与を認めている場合、又はJICAが当該行為について客観的事実として認定し

た場合

- 2) (1) の事項のいずれかが発生し、本業務の実施および本ファンドの運営を適法、適正に継続することが困難であるとJICAが判断した場合
- 3) 別紙1 誓約書に違反する事実が認められた場合

11. その他留意事項（複数年度契約）

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができるることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上

誓約書

1. 設立・存続及び公示案の遂行主体等

本業務従事者は、日本法及び関係諸外国法に準拠して適法に設立され、有効に存続している組織であり、本業務内容を行うために必要な一切の権限及び権能を有し、本業務従事者及びその役職員は、過去及び現在において法令及び司法・行政機関等の判断等に違反したことがなく（金融商品取引法に関し、必要に応じ第二種金融商品取引業並びに投資運用業の登録や、有価証券届出書の提出など、遵守すべき事項について違反がないこと、また、投資事業有限責任組合契約に関する法律に関し、遵守すべき事項について違反がないことを含む。）、本業務に係る本ファンドの設立・運営にあたっても関係法令を遵守し、本業務従事者自らがGPとなり、公示案を遂行します。

2. 反社会的勢力等の排除

過去及び現在において、本業務従事者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反社会的勢力」という。）、又は外国のマフィア、テロ組織、国連安全保障理事会が国際の平和と安全を維持または回復するために強制措置の対象とする国若しくはかかる組織又は国の関与が疑われる組織・団体（反社会的勢力と合わせて「反社会的勢力等」という。）の関係者を役員に選任し又は従業員として雇用しておらず、反社会的勢力等との間で、直接又は間接を問わず、何らの資本、組織又は取引上の関係（資金提供を行い又は受けることを含む）を構築しておらず、かつ、反社会的勢力等の活動又は運営にいかなる態様においても関与（次のアないしオのいずれの行為を含むが、これらに限られない。）していません。また、本業務従事者は、今後本業務終了までの間も、上に述べたような反社会的勢力等の選任又は雇用、反社会的勢力等との間の関係の構築、反社会的勢力等の活動等への関与を行はず、そのような行為を行っている者を本ファンドに参加させず、本公示案の遂行に関与させないものとします。

ア 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること

イ 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること

エ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

オ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 投資対象等

本ファンドの投資対象は、反社会的勢力等及び軍事産業を除き、その他対象国の投資規制に従います。

4. 倒産手続等の不存在

本業務従事者は、自ら又は第三者から、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他の倒産手続、又は事業再生、ADR、その他の私的整理手続（以下「倒産手続等」という。）を開始するための申立てはされておらず、これらの申立てがなされるおそれもありません。また、本業務従事者は、支払停止の状態なく、かつ、支払不能若しくは債務超過ではなく又はその他倒産手続等の開始原因となる事実はありません。

5. 贈収賄防止諸法令の遵守

本業務従事者及びその役職員は、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）において禁止される行為又は同条に相当する外国の法令に違反する行為を行ったことがなく、今後も行いません。また、本業務従事者は、本ファンドに参加する者及びその役職員、投資先企業及びその役職員並びにそれらの者から指図を受けた者等が、上記各行為を行わないよう最大限の留意をします。

6. 訴訟等の不存在

本業務従事者が当事者となっている係属中の訴訟その他の裁判又はその他の法的手続、行政手続若しくは仲裁手続・調停手続は存在せず、そのおそれも存在しません。

7. 報告・補足資料の提供等

本業務従事者は、前項までの各誓約事項に関し、違反したあるいは違反するおそれがある場合には、JICAに対し、即時に報告するとともに、JICAからの指示に従い、事実を調査し、情報・資料を提供します。

以上、誓約します。

2019年 月 日

応募企業名
代表者名 印

フェーズ2以降に想定される業務内容

【第2フェーズ（2021年5月～2024年4月）】

(1) 投資ファンド運営

第1フェーズの成果を踏まえつつ、以下を実施する。

- 投資：第1フェーズに引き続き投資先を発掘・選定し、必要に応じて投資を実行する。
- モニタリング：投資先の財務情報や経営方針等の企業情報を適時適切に入手する等、継続的なモニタリングを実施する。
- ハンズオン支援：投資先と密に対話して、企業価値向上の観点からハンズオン支援を実施する。
- 追加投資：必要に応じて投資済み企業に対する追加投資を実施する。
- EXIT：EXITを行う場合には個別の案件ごとにJICAに報告しつつ、適切なバリュエーション（評価）に基づくEXIT方法を選定すること。

(2) 投資先と日系企業のビジネスマッチング活動

本業務従事者は、投資先企業と日系企業とのビジネスシナジーを生み出すため、日系企業への情報発信やビジネスマッチング活動を行うこととする。活動方法としては、インターネットの活用、個別企業との面談、セミナー等の開催を想定している。

(3) プログレスレポートの作成（ファンド運営状況・関連活動の報告及び分析）

本業務従事者（無限責任組合員）は、JICAに対して、ファンドの資産状況や投資先企業の概要等次の項目を記載した報告書を定期的に提出するものとする。また、JICAから要請があった場合は、投資活動に関する情報の開示を行うものとする。

- 有限責任組合員募集状況、投資先選定状況等
- 投資実行した場合の投資先企業の概要・投資額
- ファンドの資産状況（バリュエーション結果含む）及び経営状況
- 投資先に発生した重要な事情の内容等
- 投資先企業の1年毎の収支、雇用、その他の経営状況
- 投資先企業に対するハンズオン支援の内容
- ビジネスマッチング、その他関連活動内容
- 投資先企業のEXIT見込み／EXIT状況
- その他重要事項
- 上記ファンド運営状況についての分析（含むハンズオン支援、ビジネスマッチングの有効性）及び分析を踏まえた今後の活動方針
- アフリカ起業家支援に関するJICAへの提言

(4) 第2フェーズ業務完了報告書の作成

第2フェーズの成果をとりまとめた業務完了報告書を作成し、JICA産業開発・

公共政策部の承認を得る。

(5) 第2フェーズ終了時点において求められるベンチマークは次のとおりとし、未達成の場合には第2フェーズまでで契約を終了とする。

- 投資先を発掘・選定し、20社以上の企業に総額2億円以上の投資を実施する。
- 投資先企業（20社以上）に対するハンズオン活動を実施する。
- 投資先10社以上に対して日系企業とのマッチング活動を実施する。
- ファンドの●●%以上の金額を投資する。具体的な目標数値については、第2フェーズ契約時点で決定する。
- アフリカ地域の起業家支援に際して、本ファンドによる事業継続の必要性がJICA及び本業務従事者双方で協議の上認められること。

【第3フェーズ（2024年5月～2027年4月）】

(1) 投資ファンド運営

第1、第2フェーズの成果を踏まえつつ、以下を実施する。

- 投資：第1フェーズに引き続き投資先を発掘・選定し、必要に応じて投資を実行する。
- モニタリング：投資先の財務情報や経営方針等の企業情報を適時適切に入手する等、継続的なモニタリングを実施する。
- ハンズオン支援：投資先と密に対話して、企業価値向上の観点からハンズオン支援を実施する。
- 追加投資：必要に応じて投資済み企業に対する追加投資を実施する。
- EXIT：EXITを行う場合には個別の案件ごとにJICAに報告しつつ、適切なバリュエーション（評価）に基づくEXIT方法を選定すること。

(2) 投資先と日系企業のビジネスマッチング活動

本業務従事者は、投資先企業と日系企業とのビジネスシナジーを生み出すため、日系企業への情報発信やビジネスマッチング活動を行うこととする。活動方法としては、インターネットの活用、個別企業との面談、セミナー等の開催を想定している。

(3) プログレスレポートの作成（ファンド運営状況・関連活動の報告及び分析）

本業務従事者（無限責任組合員）は、JICAに対して、ファンドの資産状況や投資先企業の概要等次の項目を記載した報告書を定期的に提出するものとする。また、JICAから要請があった場合は、投資活動に関する情報の開示を行うものとする。

- 有限責任組合員募集状況、投資先選定状況等
- 投資実行した場合の投資先企業の概要・投資額
- ファンドの資産状況（バリュエーション結果含む）及び経営状況
- 投資先に発生した重要な事情の内容等
- 投資先企業の1年毎の収支、雇用、その他の経営状況
- 投資先企業に対するハンズオン支援の内容
- ビジネスマッチング、その他関連活動内容

- 投資先企業のEXIT見込み／EXIT状況
- その他重要事項
- 上記ファンド運営状況についての分析（含むハンズオン支援、ビジネスマッチングの有効性）及び分析を踏まえた今後の活動方針
- アフリカ起業家支援に関するJICAへの提言

(4) 第3フェーズ業務完了報告書の作成

第3フェーズの成果をとりまとめた業務完了報告書を作成し、JICA産業開発・公共政策部の承認を得る。

(5) 第3フェーズ終了時点において求められるベンチマークは次のとおりとし、未達成の場合には第3フェーズまでで契約を終了とする。

- 投資額の資金使途及び投資先企業への支援内容、支援に伴う事業成長を適切に測定した上で、●件以上のExit。具体的な件数については、第3フェーズ契約時点で決定する。
- ファンドトータルでの時価総額の投資時からの成長率が●倍となる。具体的な目標数値については、第3フェーズ契約時点で決定する。
- アフリカ地域の起業家支援に際して、本ファンドによる事業継続の必要性がJICA及び本業務従事者双方で協議の上認められること。

【第4フェーズ（2027年5月～2031年4月）】

(1) 投資ファンド運営

第1、第2、第3フェーズの成果を踏まえつつ、以下を実施する。

- モニタリング：投資先の財務情報や経営方針等の企業情報を適時適切に入手する等、継続的なモニタリングを実施する。
- ハンズオン支援：投資先と密に対話して、企業価値向上の観点からハンズオン支援を実施する。
- 追加投資：必要に応じて投資済み企業に対する追加投資を実施する。
- EXIT：EXITを行う場合には個別の案件ごとにJICAに報告しつつ、適切なバリュエーション（評価）に基づくEXIT方法を選定すること。
- 清算等：ファンド終了時には清算業務を行う。なお、ファンドの運営状況を考慮しつつ、運用期間の延長の必要性を検討すること。運用期間を延長する場合には、延長期間を本業務の対象とするか否か等本契約内容についてJICAと本業務従事者の間で別途協議して定める。

(2) 投資先と日系企業のビジネスマッチング活動

本業務従事者は、投資先企業と日系企業とのビジネスシナジーを生み出すため、日系企業への情報発信やビジネスマッチング活動を行うこととする。活動方法としては、インターネットの活用、個別企業との面談、セミナー等の開催を想定している。

(3) プログレスレポートの作成（ファンド運営状況・関連活動の報告及び分析）

本業務従事者（無限責任組合員）は、JICAに対して、ファンドの資産状況や投資先企業の概要等次の項目を記載した報告書を定期的に提出するものとす

る。また、JICAから要請があった場合は、投資活動に関する情報の開示を行うものとする。

- 有限責任組合員募集状況、投資先選定状況等
- 投資実行した場合の投資先企業の概要・投資額
- ファンドの資産状況（バリュエーション結果含む）及び経営状況
- 投資先に発生した重要な事情の内容等
- 投資先企業の1年毎の収支、雇用、その他の経営状況
- 投資先企業に対するハンズオン支援の内容
- 投資先企業のEXIT見込み
- その他重要事項
- ビジネスマッチング、その他関連活動内容
- 上記ファンド運営状況についての分析（含むハンズオン支援、ビジネスマッチングの有効性）及び分析を踏まえた今後の活動方針
- アフリカ起業家支援に関するJICAへの提言

(4) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

本業務の成果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめ、JICA 産業開発・公共政策部に説明し、了承を得る。

(5) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する JICA 側からのコメントを受けて、修正等を行い、ファイナル・レポートとして取りまとめる。

以上

第1フェーズ業務完了報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及びJICAとの協議に基づき、最終確定するものとする。

(1) 調査の概要

調査の背景・目的、実施方法、調査団の構成、調査工程及び面談者等の調査の基本情報を整理・記述する。

(2) アフリカにおけるスタートアップエコシステムに係る基礎情報

シード及びアーリー期を中心とするスタートアップ支援に関する投資環境（法制度等の政府支援、投資に値する起業家の数、同起業家を支援する環境など）の現状・課題について投資対象国間を比較しつつ、整理・分析する。

(3) アフリカにおけるスタートアップ支援のファンド運営概況に係る基礎情報

(4) ファンドの運営に係る情報

- 1) ファンド概要（有限責任組合員募集状況、ファンドの資産状況（バリュエーション結果含む）及び経営状況を含む）
- 2) ファンドに係る費用及び報酬
- 3) 投資プロセス及び想定スケジュール
- 4) 投資先企業の概要・投資額
- 5) 投資先企業の1年毎の収支、雇用、その他の経営状況
- 6) 投資先企業に対するハンズオン支援の内容
- 7) ビジネスマッチング、その他関連活動内容
- 8) 起業家間の連携推進を通じた付加価値創出

(6) アフリカ起業家支援に関する提言

- 1) スタートアップへの投資促進に向けた各国政府への個別提言
- 2) スタートアップへの投資促進に向けた民間（企業・インキュベーターを含む）への個別提言
 - 3) 上記を踏まえた各国スタートアップエコシステム支援の内容
 - 2) 民間ファンドに向けた支援・提言
 - 3) JICAもしくは我が国政府関係機関による支援の可能性
 - 4) 日本企業とのビジネスマッチング推進に向けた提言
 - 3) その他課題解決に向けた提言

以上